



事務連絡
平成 22 年 9 月 9 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管課 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

石綿含有産業廃棄物の適正処理に係る立入検査結果等について

石綿含有産業廃棄物等の適正処理については、平成 22 年 9 月 9 日付け環産産発第 100909003 号本課長通知によりお願いしたところですが、本件に関して立入検査を実施した結果等については、下記によりご報告していただくようご協力をお願いします。

記

1 調査内容

平成 22 年 4 月以降、10 月末日までに実施した立入検査のうち、解体工事現場及び破碎施設等に対して実施した立入検査の件数及び結果について、別紙様式により報告をお願いします。

2 回答期限

平成 22 年 11 月 12 日（金）

3 回答先及び担当

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課（担当：谷口、和田(博)、峯）

Tel : 03-3581-3351 （内 6873、6876）

4 その他

(1) 調査は、年間計画に基づく立入検査のみならず、緊急に実施される等、出来る限り多くの破碎処理業者等（可能であれば全数）に対して実施されるようお願いいたします。

(2) 今回の報告については、全国一斉パトロール等建設リサイクル法に係る立入検査の結果も含めて報告してください。

なお、当該パトロールの実施に当たっては、建設リサイクル法所管部局や労働基準監督署等と合同で実施し、併せてパンフレットによる啓発を行う等、効果的な立入が行えるようご配慮をお願いします。

(3) 今回の調査期間の終了後においても、引き続き、立入検査等による監督及び指導に努めていただくようお願いいたします。

解体業者等立入検査結果集計表(記載例)

記載日: _____

都道府県・政令市: _____

担当部課名: _____

担当者名及び連絡先: _____

TEL: _____

解体業者への立入検査					処理業者への立入検査					
立入件数 ※1	指導件数 ※2	指導内容(概要) ※3	件数 ※4	備考 ※5	立入件数 ※1	指導件数 ※2	指導内容(概要) ※3	件数 ※4	備考 ※5	
80	10	飛散防止の措置が不十分(保管基準)。〇〇を講じること。	5		88	5	飛散防止の措置が不十分(処理基準)。〇〇を講じること。	5		
		がれき類に石綿産業廃棄物が混入し保管されている(保管基準)。 ・区別して保管すること。 ・混合したものは、石綿含有産業廃棄物として適正に処理すること。	4		該当業者数 事業者数: 〇〇 施設数: 〇〇		石綿含有産業廃棄物が混入したがれき類を受け入れている(受託禁止)。受け入れないこと。	1		
		石綿産業廃棄物を運搬する際、破砕している(処理基準)。 ・破砕しないよう取り扱うこと。	4				石綿含有産業廃棄物の破砕、切断を行っている(処理基準)。	1		
		石綿含有産業廃棄物の運搬の際、他のものと混合するおそれのないように区別していない(処理基準)。区別して運搬すること。	4				破砕したがれき類(再生砕石)に石綿含有産業廃棄物が混入している(処理基準)。石綿含有産業廃棄物として適正に処分すること。	1		
		石綿含有産業廃棄物の破砕が行われている(処理基準)。	4							
		石綿含有産業廃棄物が混入したがれき類の運搬を石綿含有産業廃棄物を事業範囲に含まない収集運搬業者に委託している(委託基準)。	1							
		石綿含有産業廃棄物が混入したがれき類を、がれき類として処分を委託している(委託基準)。	1							

- (注意) ※1 立入検査を行った現場又は施設の数を記入して下さい。
 ※2 ※1のうち、違反等が認められた現場又は施設の数を記入して下さい。
 ※3 違反等に基づき行った指導の内容について記入して下さい。(例を記載しています。適当に追加修正してください。)
 ※4 ※3の指導内容ごとの件数を記入して下さい。(※2) ≤ (※4合計)
 ※5 措置の内容等、その他参考事項について記入して下さい。
 その他 建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールによる立入検査を含めて回答して下さい。
 重大な違反があった場合については、当該内容について別途ご報告下さい。